

# 食品への意図的な毒物等の混入の未然防止等に関する検討会報告書（概要）

## 1 今般の食品への意図的なマラチオンの混入事案から得られる教訓

- (1) 食品事業者は、危機管理対応において、以下の点に留意することが重要。
  - ・ 苦情対応や商品回収等に関する手順を定め文書化しておく。
  - ・ 食品安全や関係法令に関する知識の習得に努める。
  - ・ 食品安全や関係法令に関する知識や経験、判断力を考慮した適材適所の人材配置や、経営トップが早期から関与する体制を構築する。
  - ・ 危機管理マニュアルに、回収範囲の決定や回収の方法、公表、消費者への対応方法など具体的に記載する。
- (2) 食品事業者のガバナンスに関し、経営や品質保証の体制について、危機管理の責任体制が明確かどうか、今般のような事案を想定して再点検する。
- (3) 食品防御の概念を理解し、取組の必要性を認識するとともに、訓練など危機管理体制を整備しておく（食品防御の詳細は2のとおり）。

## 2 食品事業者が食品防御（※）に取り組むに当たり参考となる事項

- (1) 食品への意図的な混入は起こり得るものと想定し、従来の食品衛生の取組に加え、食品防御に対する意識を向上させる。
- (2) 消費者に安全で高品質な食品を届けるという食品事業者の使命を従業員に浸透させるとともに、従業員との信頼関係や良好な人間関係の構築、また、事件の予兆と考えられる事象への対応等を通して、意図的な混入をしないと  
思わせない職場の風土をつくる。
- (3) 各事業所において諸条件を勘案しながら、自身が弱いところや効果的な対策ができるところを優先して計画的な対策を講じ、悪意を持った者による意図的な混入が実行し難い環境をつくる。
- (4) 事業者が自主的に取り組むに当たり、厚生労働科学研究班作成・公表のガイドライン等が参考となる。
- (5) 食品安全や品質向上の取組が食品防御の基礎となるほか、万一に備えた危機管理の訓練も重要。

※食品防御：公衆衛生への危害及び経済的な混乱を引き起こす意図的な異物混入から食品を守る努力

## 3 検討内容の食品事業者への普及等

関係団体や地方自治体の協力を得て、研修会や参考資料の提供等を通じて事業者への普及を図る。